

平成 27 年度 第 7 回中区協議会

事前配付資料

【協議事項】

ア 浜松市公共施設等総合管理計画（素案）について

【報告事項】

ア 個人番号の通知と個人番号カードの交付について

平成 27 年 11 月 24 日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

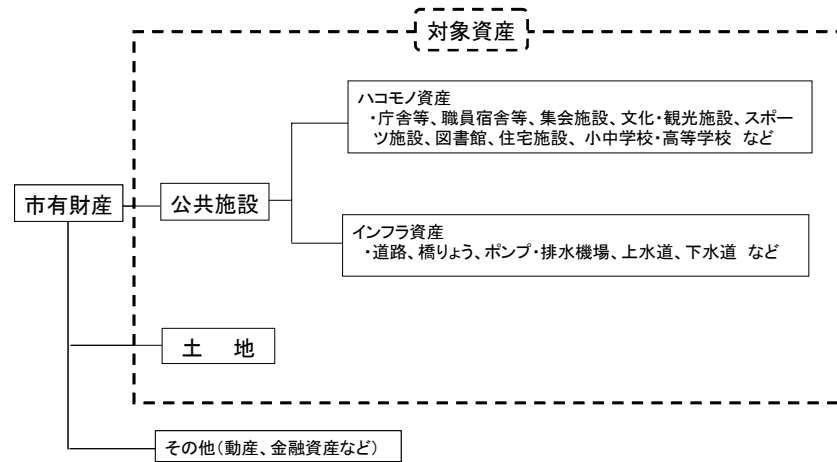
区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜松市公共施設等総合管理計画（素案）について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>本市は平成21年度に資産経営推進方針を策定し、公共施設（ハコモノ資産）の再配置に取り組むなどの見直しを実施してきた。</p> <p>一方で、人口減少や少子高齢化などの社会環境を考慮した場合、道路、橋りょうなどのインフラ資産を含めた包括的な資産経営の取り組みを進める必要があります。更に、公共施設等の全体を把握し、長期的視点で公共施設等の最適な配置を実現する必要から、全地方公共団体に対し、管理計画の策定を要請する通知が平成26年4月に総務省から出された。</p> <p>このため、本市の資産経営の取組みを充実させるための羅針盤として、「浜松市公共施設総合管理計画」を策定する。</p> <p>平成27年10月19日（月）から12月25日（金）までパブリック・コメントを実施中。</p>
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<p>総合管理計画策定のポイント（総務省資料抜粋）</p> <p>①10年以上の長期にわたる計画とする。 ②ハコモノに限らず、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象とする。 ③更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載。</p> <p>【計画の骨子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的事項(本計画の位置付け、計画期間など) ○本市の状況(人口、財政、資産) ○保有資産に係る改修・更新経費の各種試算と投資実績 ○これまでの資産経営の取組み ○これからの資産経営の基本的な考え方 (基本理念、目指すべきすがた、基本的指針、目標指標など) ○ハコモノ・インフラ資産に関する具体的取組み (見直しの考え方と今後の方向性、マネジメントの手法と推進体制など)
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	区協議会やパブリック・コメントで寄せられた意見を参考とし、年度末までに策定する。
担当課	アセットマネジメント推進課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第1章 基本的事項

市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、平成27年度以降における資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として「浜松市公共施設等総合管理計画」を定める。

【対象とする資産】



【計画期間】 平成27年度から36年度の10年間

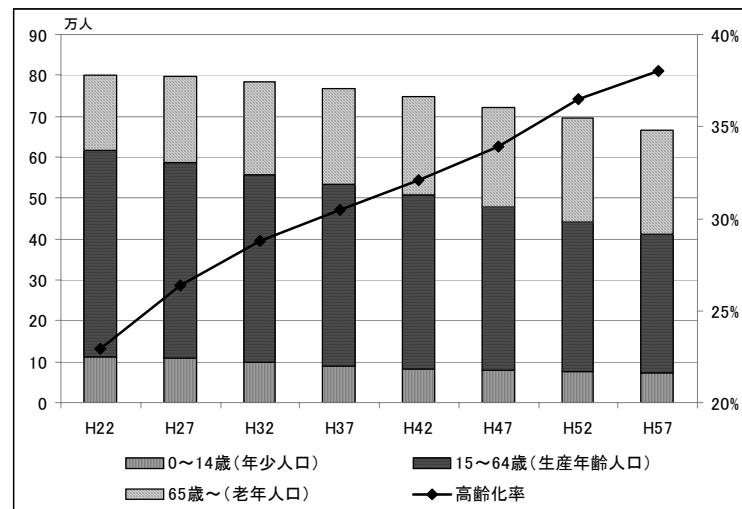
第2章 本市の概況（人口・財政・資産）

1. 人口

◆ポイント

- 本市人口は、平成20年をピークとして減少局面
- 平成57年には約66.4万人となることが推計
- 従属人口割合も平成22年の58.8%から平成57年の95.6%と増加し、生産年齢人口への依存度が大きく高まる
- 区域全域が中山間地域である「天竜区」とそれ以外の区では、人口減少の程度や高齢化の進行度合いに差異

(参考：人口推計（市全体）)



2. 財政

◆ポイント

- 政令指定都市移行後、行財政改革への取組みにより、財政指標は全般的には改善傾向
- 政令指定都市などとの比較ではストック指標は良好、フロー指標は課題
- 人口減少下では市税や地方交付税などの大幅増を見込むことは現実的ではなく、歳出では、社会保障関連経費の増加が見込まれる

(参考：財政指標の政令指定都市比較)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	政令指定都市	類似都市
財政力指数	0.88	0.86	0.85	0.87	0.88	0.85	0.84
フロー指標	経常収支比率	87.9%	87.7%	89.6%	90.7%	91.7%	95.8%
	実質公債費比率	12.2%	11.7%	11.5%	10.8%	10.2%	10.6%
ストック指標	市債残高(億円)	5,225	5,174	5,040	5,004	4,904	-
	将来負担比率	64.5%	52.9%	28.3%	8.9%	-	118.8%

3. 資産

◆ポイント

- 本市の保有する公共施設、土地などの資産は、12市町村合併、政令指定都市移行を契機に急増

【ハコモノ資産】

- 都市化の進展や人口の増加に伴い1970、80年代の20年間で約137万㎡、全体の約54%を建設
- 今後、老朽化に対する対応や改修・更新時期の一極化が懸念

【インフラ資産】

- 都市化の進展や人口の増加に伴い整備が進められた橋りょう、平成に入って古い管の更新が進んだ上水道管、比較的近年整備が進んだ下水道管といった特徴
- 老朽化への対応、計画的な維持管理・改修による長寿命化、耐震化などが必要となっており、将来の財政需要の抑制、縮減が大きな課題

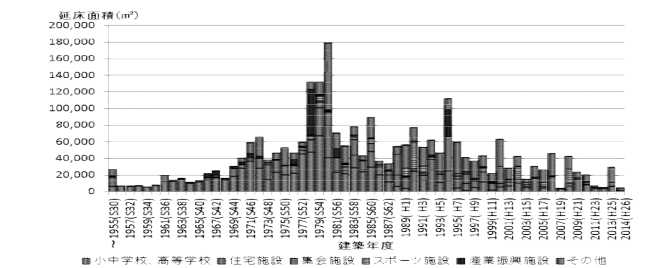
(参考：主なハコモノ資産)

分類	数量	
	施設数	延床面積(万㎡)
小中学校・高等学校	146	92.2
住宅施設	95	39.6
集会施設	102	22.3
スポーツ施設	47	14.1
産業振興施設	7	14.0
その他	849	72.3
合計	1,246	254.5

(参考：主なインフラ資産)

分類	内容	数量
道路	補助国道、県道、市道	8,468 km
	農道、林道	532 km
橋りょう	補助国道、県道、市道	495 千㎡
	農道、林道	18.5 千㎡
上水道	建物	3 施設
	延床面積	13,506 ㎡
下水道	管	4,704 km
	建物	25 施設
	延床面積	54,571 ㎡
	管	3,402 km

(参考：ハコモノ資産の用途別建築年度別保有状況)



第3章 保有資産に係る改修・更新経費の各種試算と市投資実績

【試算値と市投資実績額の比較】

総務省ホームページで公開されている更新費用推計ソフトを基本に、本市独自の仮定を加えて推計

(単位：億円)

区分	試算値 (長寿命化後)		投資実績額 (H22-H26の年平均)			比較(長寿命化後)			
	50年間 A	1年あたり B(A/50)	改修・ 更新 C	新規 D	C+D=E	不足額 C-B	充足率 C/B	不足額 E-B	充足率 E/B
1 ハコモノ資産	9,028	181	116	22	138	△ 65	64.1%	△ 43	76.2%
2 インフラ資産	19,647	393	128	143	271	△ 265	32.6%	△ 122	69.0%
合計	28,675	574	244	165	409	△ 330	42.5%	△ 165	71.3%

第4章 これまでの資産経営の取組み

- 平成21年4月 浜松市資産経営推進方針公表
- 平成26年度末までに431施設を削減(閉鎖：225施設、管理主体変更：150施設、譲渡：23施設(売却を含む)、貸付33施設)

(参考：浜松市資産経営推進方針概要)

【目的】 「財産管理」から「資産経営」への意識転換

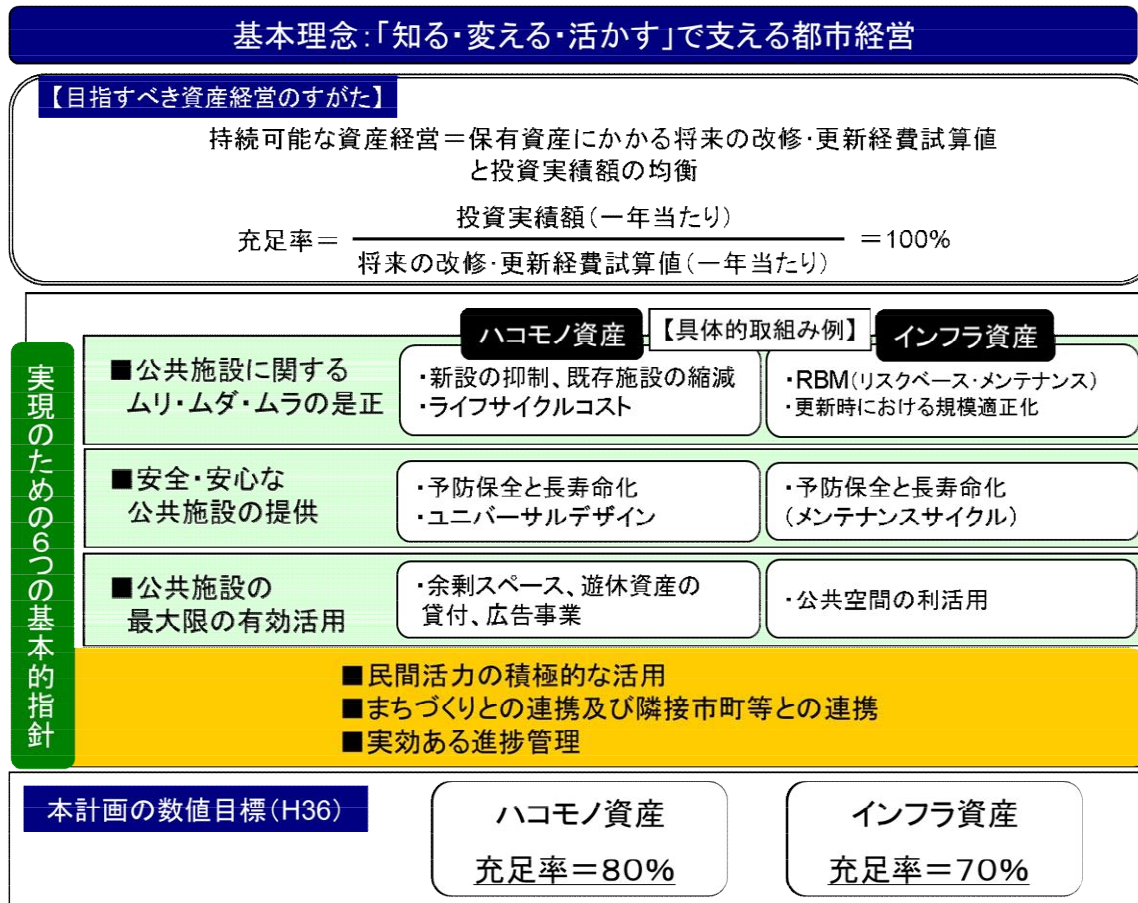
【概要】 保有する資産(土地・建物)の見直しや活用などに関するすべてを資産経営として位置づけ、全体の考え方、具体的な取組みなどを示したもの

【取組みの4つの柱】

- 保有資産の適正化 (施設統合・借地解消など)
- 保有資産の利活用 (貸付・遊休地売却処分など)
- 維持管理コストの最適化と環境対策 (業務一括発注など)
- 活用資産の長寿命化 (修繕計画の策定・長寿命化事業など)

第5章 これからの資産経営の基本的な考え方

地方創生の考え方の下、資産経営の取組みは、行財政改革の観点だけでなく、民間活力、保有資産や公共空間の活用などを通じ、新たな「まちづくり」や「雇用の創出」につながる手法と捉えることが重要



※ 参考 本計画の数値目標

【RBM(リスクベース・メンテナンス)採用後の試算値と市投資実績額の比較表】

(単位:億円)

区分	試算値 (長寿命化後・RBM採用後)		投資実績額 (H22-H26の年平均)			比較(長寿命化後・RBM採用後)			
	50年間 A	1年あたり B(A/50)	改修・更新 C	新規 D	C+D=E	改修・更新実績額(C)で(B)を賅う場合 不足額 C-B	充足率 C/B	(C)に新規実績額(D)も含めた(E)で(B)を賅う場合 不足額 E-B	充足率 E/B
1 ハコモノ資産	9,028	181	116	22	138	△ 65	64.1%	△ 43	76.2%
2 インフラ資産	12,166	243	128	143	271	△ 115	52.7%	28	111.5%
内 道路・橋りょうなど	(5,667)	(113)	(58)	(100)	(158)	(△55)	(51.3%)	(45)	(139.8%)
訳 上水道など	(6,499)	(130)	(70)	(43)	(113)	(△60)	(53.8%)	(△17)	(86.9%)
合計(1+2)	21,194	424	244	165	409	△ 180	57.5%	△ 15	96.5%

平成 56 年度の充足率 100%に向けて、資産経営の取組みを進める

・ハコモノ資産の充足率 80%

目標となるハコモノ資産の充足率	H27	H36	H46	H56
	64.1%	80%	90%	100%

極めて大きな目安として、他の条件を現状と同様とした場合、35.9% (100%-64.1%) 分の延床面積の縮減が必要

・インフラ資産の充足率 70%

目標となるインフラ資産の充足率	H27	H36	H46	H56
	52.7%	70%	85%	100%

極めて大きな目安として、他の条件を現状と同様とした場合、47.3% (100%-52.7%) 分の財源を確保するために、道路・橋りょうなどでは新規事業の進捗状況を見据えながら、改修・更新にまわすことや、また上水道事業などは、老朽化した管を更新する際には適正な規模へ縮小することなどが必要

第6章 ハコモノ資産に関する具体的な取組み

【ハコモノ資産の見直しの考え方と今後の方向性】

(見直しの考え方)

- ハコモノ資産を通じて提供している行政サービスの性質及び行政サービスを楽しんでいる利用者の圏域など (①広域施設 ②市域施設 ③地域施設 ④生活圏域施設 ⑤コミュニティ圏域施設 ⑥中山間地域施設※ ⑦文化財施設、小規模・簡易施設など) の2つの視点で検討

※中山間地域施設

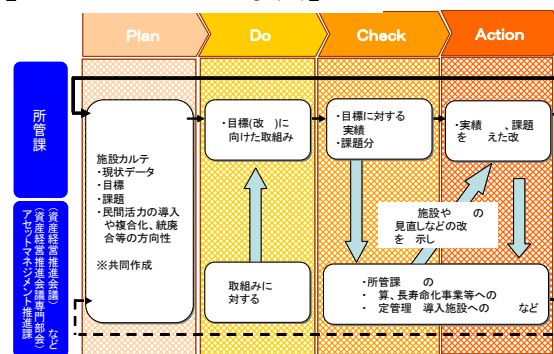
廃校などの遊休資産は、地域と調整したうえで、全国的な公募の実施や民間提案などにより、積極的な活用を努める

賑わいや雇用の創出⇒地域の活性化

(今後の方向性)

- 施設の利用用途別 23 分類ごとに整理 (例: ①庁舎等 ②職員住宅等 ③集会施設 ④文化・観光施設 ⑤スポーツ施設 ⑥図書館など)
- 行政サービスや活動拠点の確保と、ハコモノ資産総量縮減を意識した施設の民間移管や統廃合、複合化などの推進

【マネジメントの手法】



所管課とアセットマネジメント推進課を主とする関係課が「施設カルテ」を共有し、PDCAサイクルの実行

第7章 インフラ資産に関する具体的な取組み

【インフラ資産の見直しの考え方と今後の方向性】

(見直しの考え方)

- インフラ資産を通じて提供している行政サービスの性質を踏まえて検討 (①廃止 ②民間移管 ③分散処理 ④間引き ⑤RBM※)

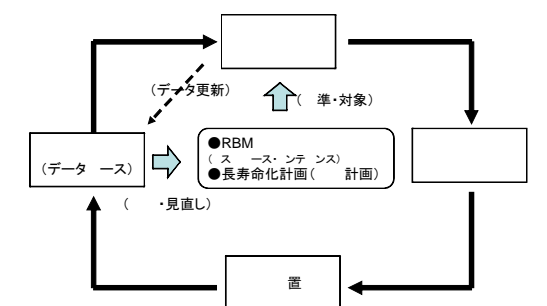
※RBM(リスクベース・メンテナンス)の導入

区分	内容	管理水準、耐用年数	保全手法
A	破損や事故が生じた場合、市民生活に多大な影響が生じ、当該インフラの改修・更新経費が膨大となるが想定されるもの	基準どおり	予防保全
B	破損や事故が生じた場合、市民生活への影響、当該インフラの改修・更新経費が相応となるもの	見直し・延長	予防保全
C	A・B以外のもの	見直し・延長	事後保全

(今後の方向性)

- 資産の利用用途別 5 分類ごとに整理 (①道路 ②橋りょう ③ポンプ・排水機場 ④上水・簡易水道 ⑤下水道・農業集落排水)

【マネジメントの手法】



RBMを踏まえた長寿命化計画などを基本に、メンテナンスサイクル(点検⇒診断⇒措置⇒記録)を実行

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	個人番号の通知と個人番号カードの交付について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：平成27年10月5日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、住民登録をしている全国民に個人番号(マイナンバー)が付番され通知される。</p> <p>経緯：平成27年11月以降、住民票の住所に簡易書留で個人番号の通知書が郵送される。 また、通知書の中には個人番号カードの交付申請書が同封されている。</p> <p>課題：個人番号は、平成28年1月から利用が開始され、税及び社会保障の手続きで必要となる。 そのため、通知が届かない市民に対応を周知する必要がある。 また、個人番号カードの交付方法等について周知する必要がある。</p>
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<p>広報はままつ12月号区民のページに下記の内容を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カードが届かない人の対応について周知する。 ・個人番号カードの交付方法について周知する。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	市民生活課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

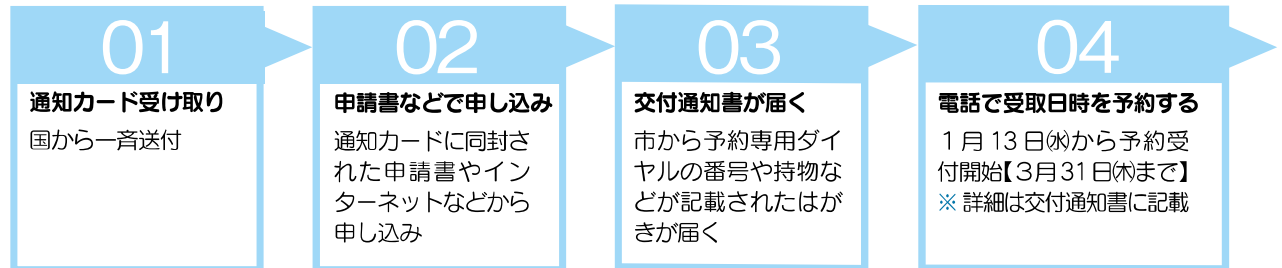
個人番号カードの交付が始まります

中区区民生活課
☎ 457-2125

個人番号カードとは、プラスチック製のICチップ付きカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真、裏面にマイナンバー(個人番号)が記載されたものです。希望者は申請をすれば個人番号カードの交付を受けることができます。

交付の流れ

個人番号カードは以下の手順で交付されます。



05

個人番号カード受け取り

交付開始 1月20日(水)
 交付場所 市役所北館1階 101会議室
 ※ 住所地が中区の人に限りです。
 ※ 4月18日(月)からは中区役所区民生活課で交付を行います。
 受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く): 午前8時45分～午後4時30分
 日曜日: 午前8時45分～午後4時(2月21日(日)、3月20日(日)を除く)
 ※ 土曜日は交付を行いません。
 ※ 4月以降は、日曜日の交付を行いません。
 ※ 事前予約が必要です。(5月2日(月)以降の受け取りは予約不要)
 ※ 予約受付電話番号は、交付通知書に記載しています。
 ※ 窓口での受け取りには30分程度かかります。



▲中区交付場所(4月15日(金)まで)

※個人番号カードの申請方法についてはホームページを確認してください。

HP ▶ 個人番号カード 申請

個人番号カード1枚でできること

- ◇本人確認の際の公的な身分証明書・・・マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面で、1枚で済みます。
- ◇e-Taxなどの電子申請・・・電子証明書が標準搭載されます。
- ◇コンビニなどで各種証明書を取得・・・コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。(浜松市では平成28年7月からサービス開始予定)

マイナンバーの通知カードが届かない場合

マイナンバー(個人番号)をお知らせする通知カードを順次送付しています。現在、手元に通知カードが届いていない人は、住所地の区役所区民生活課まで問い合わせてください。

※ 再送や再交付には手数料500円がかかります。

不正な勧誘などにご注意を!

全国でマイナンバー制度に便乗し、電話や訪問などにより個人情報取得しようとしたり、金銭を要求する事案が発生しています。マイナンバー制度を理由とした電話や訪問などによる不正な勧誘や問い合わせには十分注意してください。

怪しいと思ったら・・・消費者ホットライン

(局番なし) 188番

マイナンバーの手続きなどで国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や暗証番号、家族構成を聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。



通知カード・個人番号カードに関する問い合わせ

「マイナンバー制度に関するコールセンター」と「通知カード・個人番号カードに関するコールセンター」の2つを統一したフリーダイヤルが設置されました。

◎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178(無料)

受付時間 平日: 午前9時30分～午後10時
 土日祝日: 午前9時30分～午後5時30分
 (年末年始を除く)

上記番号につながらない場合(IP電話など)

☎ 050-3818-1250 (有料)

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語

☎ 0120-0178-27 (無料)

※ 英語以外の言語の受付時間は、平日の午前9時30分～午後8時

マイナンバー(社会保障・税番号)制度とは

マイナンバーとは日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12ケタの番号です。マイナンバーは生涯にわたって原則変わりません。大切な番号ですので、他人にむやみにマイナンバーを教えないよう注意が必要です。

マイナンバーのメリットについて

◎公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、適切な課税や社会保障の確実な給付を実現できます。

◎利便性の向上

年金や福祉などの申請時に用意しなければならない添付書類を簡素化できます。

◎行政の効率化

行政機関ごとの情報の照合や、転記などの作業効率の向上が図られます。

マイナンバーが必要な場面について

平成28年1月以降、以下のような手続きや、関係する届出などで必要になる予定です。

- ▶年金、雇用保険、健康保険、児童手当や生活保護といった社会保障に関する手続きや、確定申告などの税の手続き
- ▶民間事業者において社会保険、源泉徴収事務などで使用
- ※マイナンバーを必要とする場面では、番号と身元の確認のため「個人番号カード」もしくは「通知カード」と「身元確認書類」(運転免許証など)がセットで必要となります。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

「マイナンバー制度に関するコールセンター」と「通知カード・個人番号カードに関するコールセンター」の2つを統一したフリーダイヤルが設置されました。

◎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(無料)

受付時間 平日：午前9時30分～午後10時

土日祝日：午前9時30分～午後5時30分
(年末年始を除く)

上記番号につながらない場合(IP電話など)

☎050-3816-9405(有料)

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語

☎0120-0178-26(無料)

※英語以外の言語の受付時間は、平日の午前9時30分～午後8時